

## ご意見の提出方法

「住所（町名まで）」「年代」「ご意見」をご記入の上、下記のいずれかの方法にてご提出ください。  
ご意見は、素案の具体的な個所（ページなど）がわかるようにご記入ください。

### ■電子申請

横浜市電子申請システム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/66819202-77dc-4bad-a95d-a8cc5a54b078/start>

※メンテナンス時間中（不定期）はご利用になれません。



電子申請システム

### ■電子メール

宛先：[tb-bousai@city.yokohama.jp](mailto:tb-bousai@city.yokohama.jp)

※件名に「地震火災対策計画意見募集」と記載してください。

### ■郵送

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10 市庁舎 29階

横浜市 都市整備局 防災まちづくり推進課 市民意見募集担当 宛

※2月22日（水）の消印まで有効です。様式は自由です。

### ■FAX

都市整備局防災まちづくり推進課：045-663-5225

### ■持参

横浜市中区本町6-50-10 市庁舎 29階

防災まちづくり推進課窓口（8時45分から17時15分まで）

※土・日・祝日は除きます。様式は自由です。

## 閲覧方法

意見募集期間中に、本市ホームページからご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/jishinkasai/>

下記窓口では、土・日・祝日を除いてご覧いただけます。

○都市整備局防災まちづくり推進課（市庁舎 29階：8時45分から17時15分まで）

○市民情報センター（市庁舎 3階：8時45分から17時まで）

○各区区政推進課広報相談係（8時45分から17時まで）



ホームページ

## 今後の予定

みなさまからいただいたご意見を踏まえ、地震火災対策計画を策定します。

**今回** 地震火災対策計画（素案）の意見募集  
令和5年1月24日～2月22日

意見とりまとめ  
令和5年2月～3月中旬

地震火災対策計画の策定・公表  
令和5年3月下旬

## 個人情報の取扱い等について

お寄せいただいたご意見は、地震火災対策計画の策定の参考に利用させていただきます。ご意見の提出に伴い取得した住所等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務のみに利用します。

また、ご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方は、後日、本市ホームページで公表します。

## <お問合せ>

横浜市 都市整備局 防災まちづくり推進課

横浜市中区本町6-50-10（市庁舎 29階）

TEL：045-671-3595 FAX：045-663-5225

MAIL：tb-bousai@city.yokohama.jp

※土日祝を除く8時45分から17時15分まで

# 横浜市密集市街地における地震火災対策計画（素案）について 市民意見募集を行います。

募集期間 令和5年1月24日 ～ 令和5年2月22日

横浜市の地震被害想定では、地震火災による被害が大きいことから、建物被害の軽減を図るため、平成26年度から令和4年度までを計画期間とした「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」に基づいて地震火災対策を進めてきました。これにより、一部の地域では、地震火災による建物被害想定軽減は見られますが、今後も取組を継続して進める必要があります。

そこで、令和5年度から令和14年度までを計画期間とする「横浜市密集市街地における地震火災対策計画（以下、「地震火災対策計画」という。）」を策定することとしました。

策定するにあたり、素案を取りまとめましたので、市民の皆様のご意見を募集します。

## 【概要】地震火災対策計画（素案）

### 1 密集市街地と地震火災

建物が密集している市街地においては、地震火災による延焼被害が集中することが想定されているため、地震火災対策が重要となっています。

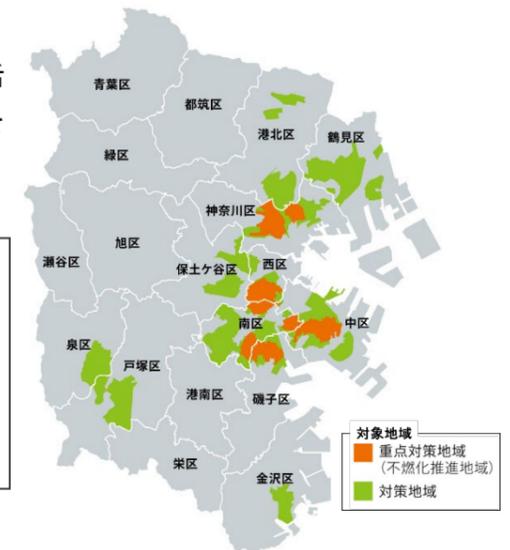
### 2 これまでの地震火災対策の取組と課題

密集市街地において優先的に地震火災対策を行うことが、横浜市全体の地震火災リスクの低減につながります。平成26年に「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」を策定し、対象とする地域において、建築物の不燃化や延焼遮断帯の形成などの防災まちづくり施策と、感震ブレーカーや初期消火器具の設置促進などの地域防災力・消防力向上施策との両輪で地震火災対策に取り組んできました。これまでの取組を振り返った結果、「地震火災対策のさらなる周知・啓発」などの課題が明らかになり、「逃げやすさの向上」などの新たな視点により、地震火災対策を進めていきます。

### 3 計画の目的と概要

右図の対象地域において「地震火災による被害を最小限に抑える」対策の継続により、延焼させないという防災の観点に、新たに生活環境を向上する観点を加え、地域の実情に合わせた地震火災対策を進める必要があります。

- 「燃えにくく、住みやすいまち」の実現を目指します。
- 密集市街地である「対象地域」において、引き続き対策を推進します。
- 対象地域内において地震火災発生時の延焼を想定した図を公表します。



対象地域  
重点対策地域  
（不燃化推進地域）  
対策地域

#### 4 目指すまちの姿と取組の方向性

「燃えにくく、住みやすいまち」の実現に向けて、対象地域における地震火災発生時の延焼による想定状況やこれまでの地震火災対策の課題に、新たな視点を取り入れ、今後の取組の方向性を定めます。

#### 5 具体的な5つの取組

##### 【取組1】地震火災対策への意識醸成

地域 横浜市

###### 地震火災リスクの見える化と対策の啓発活動

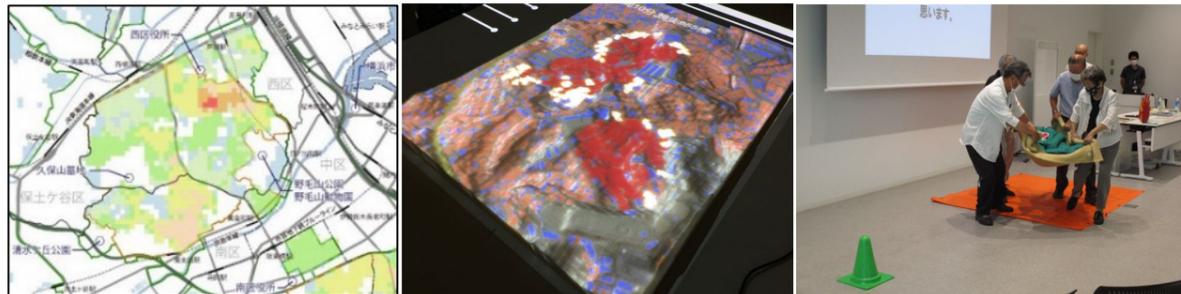
###### (1) 延焼危険性の積極的な周知・説明

燃え広がり様子を地域の方に周知し、対策の必要性を啓発

###### (2) 日常的に防災を意識するような広報や周知啓発の強化

防災活動の担い手育成のための勉強会の実施

ほか



(左) 地震火災リスクを示したマップ (中) 燃え広がり様子を説明するツール (右) 楽しむ要素を取り入れた勉強会

##### 【取組2】延焼危険性の改善

家庭 地域 横浜市

###### 出火の低減、初期消火を支える・消防活動の強化

###### (1) 通電火災対策の促進

通電火災に関する周知・啓発や感震ブレーカーの設置支援等

###### (2) 初期消火器具を使用した消火訓練の実施

これまでに設置した初期消火器具を使用した訓練の実施支援

###### (3) 公設消防力の強化

防火水槽が不足している地域への防火水槽の整備

###### 燃え広がりを防ぐ取組

###### (1) 建築物の不燃化

司法書士などの専門家派遣による境界未確定などの建替え阻害要因の解消を支援し、老朽建築物の解体等を促進

###### (2) 延焼遮断帯の形成

都市計画道路の整備や沿道建物の不燃化を推進

ほか



(左) 通電火災対策に有効な感震ブレーカー (中) 消火訓練の支援



柱や梁などを燃えにくくする

(右) 建物の不燃化イメージ

##### 【取組3】逃げやすさの向上

家庭 地域

###### 発災時の逃げ遅れを減らす取組

###### (1) まちの避難経路等の改善

避難経路上のフェンスへの扉設置等の行き止まり改善の整備支援

###### (2) 地域防災力の向上

危険性を把握するためのまち歩きや、行き止まり改善等を行う自治会町内会へのコーディネーター派遣等の支援

ほか



(左) 行き止まり解消のためにフェンスに設置した扉



(右) 身近な危険性を把握するためのまち歩き

##### 【取組4】地区単位での優先的・集中的な取組

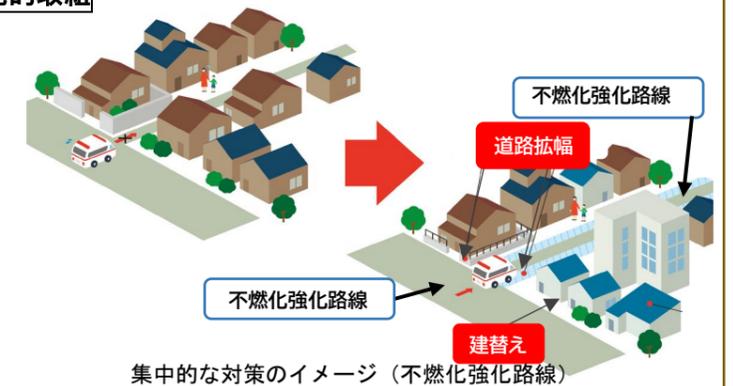
地域 横浜市

###### 特に地震火災の危険性が高い地域における優先的取組

###### (1) 不燃化強化路線の指定

避難や延焼防止に有効な道路を指定し、集中的な道路の拡幅や沿道建物の不燃化（建替え）を促進

ほか



集中的な対策のイメージ（不燃化強化路線）

##### 【取組5】被災後の復興まちづくりに向けた備え

地域 横浜市

###### 被災後の復興の円滑化

###### (1) 復興まちづくり業務の円滑化に向けた取組

庁内の関係部署による被災後の復興まちづくりに向けた図上訓練の実施

ほか

地震火災対策は、「家庭」・「地域」・「横浜市」の3つの主体が一体となって取組を進めることで効果が得られます。そこで、各取組には、取り組む主体をアイコンで示しています。

家庭

家庭や個人が取り組み、横浜市が支援するもの

地域

地域が取り組み、横浜市が支援するもの

横浜市

横浜市が取り組むもの

#### 6 地震火災対策の進め方

まちの状況などの変化に対応するため、計画期間中に必要に応じて取組を見直し、着実に地震火災対策を推進します